

## 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会 第 3 回専門部会会議要録

- 1 日時 平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 7 時 00 分～9 時 00 分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
- 3 出席 鈴木委員、荻原委員、上原委員、友光委員代理、江原委員、杉田委員、光定委員、山本委員、高崎委員、枚田委員（地域医療課長）、阿部委員（防災計画課長）、中島委員（医療環境整備課長）、太田委員（石神井保健相談所長）  
欠席：富塚委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0 名（傍聴者定員 5 名）
- 6 次第
- 1 開会
  - 2 議事録について
    - (1) 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 2 回専門部会会議要録
  - 3 議題
    - (1) 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について
    - (2) 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
    - (3) 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告
    - (4) 平成 31 年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について
  - 4 その他
    - (1) 平成 30 年度医療救護所訓練結果報告
    - (2) 医薬品等の保管管理方法の変更について
- 7 資料
- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 資料 1   | 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 2 回専門部会会議概要録 |
| 資料 2   | 練馬区災害時における医療救護班等活動マニュアル（案）         |
| 資料 3   | 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて           |
| 資料 4   | 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告（案） |
| 資料 5   | 平成 31 年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項（案）について   |
| 資料 6   | 平成 30 年度医療救護所訓練結果報告                |
| 資料 6-2 | 平成 30 年度医療救護所訓練の課題と対応案             |
| 資料 7   | 医薬品等の保管管理方法の変更について                 |
- 8 事務局 練馬区地域医療担当部地域医療課管理係  
電話 03-5984-4673（直通）

## 会議の概要

---

### 1 開会

(部会長)

ただいまから平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 3 回専門部会を開催する。

### 2 議事録

#### (1) 平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 2 回専門部会会議要録

(部会長)

会議要録については事前に送付しているので、説明は割愛する。修正等意見はあるか。

【意見なし】

### 3 議題

#### (1) 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について

【資料 2 および 2-2 について事務局から説明】

(部会長)

資料 2 および 2-2 について意見等はあるか。

(委員)

本編と資料編の様式番号に齟齬がある。

(事務局)

再度確認し、修正する。

(委員)

P21 の(2)調剤・投薬の文章の中で「医師の発行した処方箋にもとづき」とあるが、歯科医師も処方箋を発行するので、文言を整理してほしい。

(委員)

「医師の発行した」という文言を削除し、「処方箋にもとづき」と対応するのがよいかと思う。

(委員)

東京都作成の災害時医療救護活動ガイドライン上、災害拠点病院以外の災害時医療機関と医療救護所とでは、直接連絡をしてよいことになっている。作成中の区のマニュアルの中では、必ず災害対策健康部を経由することになっている。区では、どのような運用にするのか。

(部会長)

医療機関の患者受入状況等は、医療救護所では把握できない。また、搬送手段についても、災害対策健康部で手配する。あくまでも東京都作成の「ガイドライン」なので、練馬区では、災害対策健康部を経由して情報を管理することとする。

(委員)

他区のような病院前緊急医療救護所であれば、直接医療救護所から病院に患者受入要請をすることは、必要なことかと思う。一番よくないことは、このようなやり取りを本部が把握していないことなので、練馬区では上述の方針でよいだろう。また、現場から要望があれば、そのときに議論し、その都度修正

していけばよい。

(事務局)

都の地域防災計画の改定に伴い、区の地域防災計画も来年度改定予定である。議論の中でガイドラインの内容に則したものにすとなれば、当マニュアルの完成後、改めて修正するということでもよいと思う。

(委員)

P25では、派遣された区の要員が医療救護所運営をサポートすることとしているが、医療救護所の運営の主体はあくまでも区であってそれ以外の医療職ではない。その立場の違いは、明確にしてほしい。そもそもこのような文章は必要なのか。

(委員)

以前は、医療を行う救護所に関しては、医師が運営の主体でないといけないという風潮があったが、このマニュアルでは、区の避難拠点要員が班長となって運営を行い、医療に関しては医師が統括するというように役割を定めている。区が運営するということを強調してよいと思う。

(委員)

発災から72時間以降、場合によって医療救護所を継続運営するという事は協定書上書かれていないことなので、このマニュアルに明記しなくてよいのではないかと。一旦、活動は発災から72時間で打ち切って、それ以後は、協議して決定するという事でよいと思う。

(委員)

第3章の終わりに「医療救護所の閉鎖」の項目を追加して、第4章は削除してもよいのではないかと。医療救護所での72時間の活動マニュアルなので、それ以降の運営については、簡単に触れるだけでもよいだろう。

(部会長)

確かに医療救護所の活動マニュアルなので、第3章に医療救護所の閉鎖について触れるだけでもよいのかもしれない。また整理して、年度末の災害医療運営連絡会までに案を送付させていただく。

(2) 救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについておよび医薬品等の保管管理方法の変更について

【資料3、資料7について事務局から説明】

(部会長)

別に検討会を設け、別紙のとおり整理した。いかがか。

(委員兼検討会委員)

「長いピンセット（長鑷子）」については、歯科用具ではない。外科用具の項目に移動してほしい。

(委員)

「縫合切開セット」が4セットで「ステープラー」が100個ということは、比率を見ると、ステープラーを多用していくという理解でよいか。

(委員兼検討会委員)

そのように考えた。

(委員兼検討会委員)

調剤関係の資器材や用具については、例えば、薬袋については他の調剤関係のものと同じ場所に保管してほしい。

(事務局)

そのように修正する。

(部会長)

検討内容については、災害医療コーディネーターである委員のお二人にあらためて確認依頼をさせていただきます。

(3) 平成30年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告および平成31年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について

【資料4、資料5について事務局から説明】

(委員)

衛星携帯電話の訓練はどのように行っているのか。

(事務局)

1 医療機関あたり年に2回行っている。基本的には、医療機関から区へ架電していただく形式としている。

(委員)

EMISについて、医療機関によっては、ログインすらできないという状況もあり得る。都からIDが付与されている全医療機関がログインでき、複数人が操作できる体制を今後も整えていただきたい。

#### 4 その他

(1) 平成30年度医療救護所訓練結果報告

【資料6および6-2について事務局から説明】

(委員)

アンケートを見る限り、設営等のハード面に対する意見から、より実践的な意見や要望が増えてきている。それを受けて次の訓練を考えていくべきだ。要員が順番に参集するところからシミュレーションしてもよいし、各職種のリーダーが集まって協議するというのもよいかもしれない。

(委員)

初めて参加したが、医療従事者の訓練としては、流れ作業をこなしているという印象が否めない。それぞれの持ち場で従事することで精一杯で、他の持ち場で何をしているのか把握できなかったのは残念だった。班長と統括医でやり取りをする場面もなかった。

(委員)

人員に限りがあり、統括医が処置に専念するということもある。そのときに、統括医に情報連絡するかなども含めどう役割を果たしていただくための方策なども検討していく必要がある。

(部会長)

訓練の時間的制約もあるが、より実効性の高いものにできるよう、来年度の災害医療運営連絡会専門部会で検討していきたい。

(2) 医薬品等の保管管理方法の変更について【議題(2)で報告済み】

### (3) その他

#### ① 1月20日（日）開催の東京都災害医療図上訓練について

（部会長）

1月20日（日）に東京都災害医療図上訓練があった。他区の状況についても確認でき、区の圏域を超えた医療連携の重要性を認識できた訓練だったと思う。委員の皆さまから参加された方もいる。いかがだったか。

（委員）

様々な想定があり、特に避難拠点のことは、初めて知ることもあった。また、区内外問わず災害医療コーディネーターの連携についても組織化されていないことが分かった。今後、取り組んでいかなければならないことが再認識できた訓練だった。

（部会長）

災害医療コーディネーターを含めた訓練もあまりないので、良い機会だったのではないか。

#### ② トリアージに関する新聞記事について

（委員）

この会議の中では、一般区民や透析患者について協議をしてきたところではあるが、その他の支援が必要な方に関してはどう対処していくのか。例えば、歩ける方はトリアージでは「緑」になるが、もともと寝たきりで歩けない方はどうなるのか。

（部会長）

寝たきりでケガをされていない方については、避難所に避難するという事は難しいので、そのようなときは、福祉避難所に案内することになるかと思う。

（委員）

東日本大震災で、90歳代の女性のトリアージが「緑」だったにもかかわらず3日後に亡くなったということで、遺族が病院を提訴したという記事があった。亡くなるまでの経過については不明だが、外傷がなかったので、トリアージとしては「緑」ということだったのだろう。

（委員）

練馬区の医療救護所で言えば、寝たきりで歩行ができないので、まずは「黄」か「赤」と判定される。その後、状態によっては「緑」と判断されると思うが、そのことで判断した医師が罪に問われることはおそくない。トリアージは絶対ではなく、対応する医療資源によって変化することで、そのときの医療班のスタッフの判断によるものである。ケガをしていないが、寝たきりで誰かの介助が必要になる方に関しては、福祉避難所に移すことになるのだと思う。そのような調整も災害医療コーディネーター等と行う。

（委員）

家族が大変な苦勞をして、医療救護所に連れてきたにもかかわらず、その後、福祉避難所に案内するなど連れまわすと思ってもよらない結果になることもある。そのような医療弱者への対応についても、今後考えないといけないのかもしれない。

（委員）

そのような要支援者のリストアップは進んでいるのか。

(部会長)

要支援名簿への登録については、現在進めており、また、人工呼吸器使用者の把握はしているところである。

では、その他委員から意見や報告等はあるか。【特になし】

#### 5 練馬区災害医療運営連絡会日程について

(部会長)

平成 30 年度の練馬区災害医療運営連絡会については、3 月 27 日（水）午後 3 時 00 分から開催する。

以上をもって、平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会第 3 回専門部会を終了とする。